

毎週金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県建設業審議会規程の一部改正
- ◇告示 漁業法に基く司法警察員として職務を行う者の指名
鳥取県治山事業施行規程
国民健康保険法に基く条例制定認可
条例変更認可
農業災害補償法に基く基準共済掛金率等
農村振興総合施設補助金交付規程
豚移入禁止区域の指定
- ◇公安告示 道路交通取締法に基く速度制限
- ◇公告 農業災害補償法に基く反当共済金額等

規則

鳥取県建設業審議会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第七十六号

鳥取県建設業審議会規程の一部を改正する規則

鳥取県建設業審議会規程（昭和二十七年六月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「六月」を「二年」に改め、同条第二項中但書を削る。

告示

鳥取県告示第四百五十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第五項の規定により司法警察員として職務を行う者を昭和二十八年十月十五日次のとおり指名した。

昭和二十八年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

記

氏名 職名 勤務所

三宅 睦 夫 技術吏員 農林部水産課

水産課長

西谷 義夫 技術吏員

豊嶋 一志 " "

鳥取県告示第四百六十一号

林業施設補助金交付規程（昭和二十五年農林省告示第六十二号）に基き、鳥取県治山事業施行規程を次のように定める。

昭和二十八年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

（総則）

第一条 県治山事業の施行については、別に定があるものの外、この規程の定めるところによる。

（事業の施行）

第二条 知事は、毎年度予算の範囲内において林業施設補助金交付規程（昭和二十五年農林省告示第六十二号）別表（四）内及び（五）の事業（以下「事業」という。）を行う。

第三条 前条の事業の施行について利害関係のある市町村、町村組合又は森林組合は、事業の施行を知事に申請することができる。

2 前項の申請は、別記様式による。

（施行決定の通知）

第四条 知事は、前条の申請があつた場合、これを適当と認めその施行を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

（事業完成後の工作物等の所属）

第五条 事業が完成した場合、その工作物及び造林木は、

土地所有者に帰属するものとする。

（土地所有者の実行すべき事項）

第六条 前条の工作物又は造林木については、土地所有者において次の事項を実行しなければならない。但し、知事が必要と認めた場合は、その事業に利害関係を有するものに対し、これを行わせることができる。

一 補植、撫育又は軽微な工作物の補修

二 火災の予防又は消防

三 盗伐、誤伐、侵墾、その他加害行為の予防又は防止

四 有害鳥獣の駆除

五 被害状況の報告

第七条 前条第一号の場合、知事は必要と認めるときはその方法を指示することができる。

（書類の經由）

第八条 この規程により知事に提出する書類は、所轄地方事務所長を経由しなければならない。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 鳥取県治山事業施行規程（昭和二十四年十月鳥取県告示第五百七十四号）は、廃止する。

別記様式

県治山事業施行申請書

左記箇所につき治山事業を施行していただきたいので申請します。

申請箇所

所有者

備考

郡	町村大字	地番	地内	郡	町村大字	氏名	備考

昭和 年 月 日

住所 氏名

名 印

鳥取県知事 氏名 殿
添付書類

一 実測図（又は見取図）

附近の地勢、河川、道路、田、畑、森林等の位置を明らかにすること。

二 次の事項を記載した施行地の調査書

1 地番、地目及び台帳反別

2 施行地の現況及び将来発生を予想される被害状況

3 地元において希望する工種、資材及び労務に対する地元側の利便、供与、その他参考となる事項

鳥取県告示第四百六十二号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例制定の認可があつた。

昭和二十八年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 国民健康保険を行う町 一 認可年月日
東伯郡羽合町 昭和二十八年九月二十八日

鳥取県告示第四百六十三号

国民健康保険を行つてゐる次の村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更の認可があつた。

昭和二十八年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 国民健康保険を行つてゐる村 一 認可年月日

気高郡瑞穂村 昭和二十八年十月八日

小鷲河村 昭和二十八年十月八日

鳥取県告示第四百六十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第七百七条の規定に基いて昭和二十九年産から昭和三十一年産までの麦に適用する基準共済掛金率及びその負担区分等を次のように定め昭和二十八年二月鳥取県告示第五十三号（農業災害補償法による麦の共済掛金率等について）は、廃止する。

昭和二十八年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

一 基準共済掛金率及びその負担区分等

危険階級	収量区分		負担区分		組合数	農業共済組合名
	金	率	国庫負担	農家負担		
1 甲	C	B	四、五六六	三、九五二	一	一日置谷
	C	B	四、五一七	三、九五一	二	多里、蒲生
1 乙	C	B	三、三八八	二、九三二	四	岩井、八橋、境、福米
	C	B	六、三三〇	二、九三二	四	山上、福部、日野上、日光
1 丙	C	B	二、九三一	二、五三七	六	和田、富益、加茂、淀江、崎津、大篠津
	C	B	五、四六八	二、五三七	三	字野、米沢、小田
2 甲	C	B	二、五六七	二、二二〇	五	彦名、福生、車尾、余子、倉吉
	C	B	四、七八七	二、二二〇	四	大茅、石見、東長田、東

4乙	4甲		3丙		3乙		3甲		2丙		2乙						
	C	B	C	B	C	B	C	B	C	B	C	B					
二、一六三	一、一六〇	一、〇〇三	二、五五五	一、三七〇	一、一八五	三、二八八	一、七六三	一、五二五	三、六四五	一、九五四	一、六九一	四、〇八八	二、一九二	一、八九六	四、三四四	二、三二九	二、〇一五
五	一七	二一	一六	九	二一	九	六	二	三	三	五	三	三	三	五	三	五
浜村、丹比、那岐、佐治、三徳	勝谷、大高、社(東伯)、所子、大、津ノ井、宇倍野、用瀬、松保、米里、千代水、倉田、大和(鳥取)、下郷、集、中私都、面影	矢送、大伊、鹿野、小鷲河、山守、西郷(八頭)、大郷、成器、灘手、智頭、高城	鴨、御來屋、宇田川、美保、上小鴨、高麗、八上、成美、小	山形、末恒、吉岡、上私都、稻葉、中郷、明治、北谷、古布庄	若桜、大正、五千石、手間、外江、上井、鳥取、溝口、上郷、賀露、尙徳、逢坂(氣高)、赤崎、逢坂(西伯)	小鹿、東郷(氣高)、賀野、泊、大和(西伯)、富沢、青谷、上長田、日吉津	池田、湖山、橋津、浦富、福榮、以西	下中山、豊実、渡、春日、八郷、西郷(東伯)、日野、中北条、法勝寺、庄内、栄、浅津	山郷、神戸、勝部	成美、花見、二部、上北条、神奈川、名和、宝木、根雨、由良、住吉、本庄	米子、上中山、上道	舍人、竹田、日置	舍人、竹田、日置	舍人、竹田、日置	大国、中浜、夜見、東郷(東伯)、大山	舍人、竹田、日置	舍人、竹田、日置

鳥取県告示第四百六十五号

農村振興総合施設補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十八年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県福知事 鈴木 木

武

農村振興総合施設補助金交付規程

第一条 知事は、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の施行に伴う農村振興総合施設に要する経費に対し、この規程により予算の範囲内において補助金を市町村に交付する。

第二条 前条に規定する経費及びその補助率は次のとおりとする。

一 農林大臣が定める農村振興総合助成要綱に基き、市町村が行う農村振興総合施設事業(以下「事業」という。)に要する経費 当該事業に要する費用の

4丙		4乙		4甲		3丙		3乙		3甲		2丙		2乙					
C	B	C	B	C	B	C	B	C	B	C	B	C	B	C	B				
一、七〇三	〇、九一三	〇、七九〇	一、一六〇	一、〇〇三	二、五五五	一、三七〇	一、一八五	三、二八八	一、七六三	一、五二五	三、六四五	一、九五四	一、六九一	四、〇八八	二、一九二	一、八九六	四、三四四	二、三二九	二、〇一五
一四	私都、国英、散岐、船岡、大御門、国中	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下	河原、安田、浦安、八東、郡家、安部、南谷、美穂、下

二分の一以内

二 農林大臣が定める農村振興総合助成要綱に基き、農業協同組合、森林組合若しくはその他の団体が行う事業に対し、市町村が補助するに要する経費 当該事業に要する費用の二分の一以内

第三条 補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる書類(正副三部)を毎年六月三十日まで知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書(第一号様式)
- 二 收支予算書(第二号様式)
- 三 市町村の補助金交付に関する規程
- 四 その他知事が必要と認める書類

第四条 補助金の交付を受けた市町村が前条に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届け出があつた場合において必要と認めるときは、同項の届出事項について変更を指示することができる。

第五条 補助金の交付を受けた市町村は、事業成績書（第一号様式）及び收支決算書（第二号様式）を翌年度六月十五日までに知事に提出しなければならない。

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業の実施につき関係吏員をして随時検査させ又は指導上必要な処置をとらせることができる。

第七条 補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当する場合には、知事は補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

- 一 この規程に違反したとき又は事業の施行について不正の行爲があつたとき
- 二 事業の施行方法が不相当と認められるとき
- 三 補助金交付の条件に違反したとき
- 四 事業の停止、廃止等により事業実施の見込みがないと認められるとき

第八条 この規程により町村が知事に提出する書類は、所轄地方事務所長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和二十八年度の補助金から適用する。
- 2 第三条の規定による書類の提出については昭和二十八年度に限り十一月十日までとする。

第一号様式

事業計画画書（事業成績書）

市 町 村 名

事業主体	事業単価	同負担区分		施行方法	摘要
		国庫補助	何々何々		
計					

(注) 施行方法の欄には、直営又は請負の別を記載すること。

一 事業計画（事業成績）の概要

第二様式

收支予算書 (收支決算書)

区 分	収入		支出	
	予算額 (又は決算額)	前年度予算額 (又は予算額)	予算額 (又は決算額)	前年度予算額 (又は予算額)
計				
補助金				
市町村費				
受益者負担				
その他				
計				

(注) その他は、農業協同組合、森林組合等事業主体の自己資金負担金を記入する。

(注) 各施設事業について記入する。

鳥取県告示第百七十一号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第三条の規定による移入を禁止する区域を次のように指定した。

昭和二十八年十月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

移入禁止区域

島根県簸川郡

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

道路交通取締法第六条の規定により次のとおり速度制限をする。

昭和二十八年十月二十三日

鳥取県公安委員会

一 制限の場所

(1) 県道倉吉—高城線 前の東伯郡社村大字横田一
一七番地地先から同地内四九七の四番地地先に至る
五〇〇メートルの間

(2) 県道若桜—用ヶ瀬線 八頭郡家町大字米岡五
九六の七番地地先から同地内五七九番地地先に至る
三〇〇メートルの間

二 制限速度

最高速度 毎時二十キロメートル

三 制限の対象

諸車

公 告

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条の規定による昭和二十九年産麦に適用する反当共済金額の基準額並びに農家負担掛金額を次のように定める。

昭和二十八年十月二十三日

鳥取県知事 職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

昭和二十九年産麦に適用する反当共済金額の基準額及び農家負担金額

甲	階級	危険 收量 区分	第一階級		第二階級		第三階級		第四階級	
			共済金額	農家掛金額	共済金額	農家掛金額	共済金額	農家掛金額	共済金額	農家掛金額
C	B	C	二、一〇〇	六、七三	二、一〇〇	四、八四	二、一〇〇	三、七三	二、一〇〇	三、七三
			二、一〇〇	六、七三	二、一〇〇	四、八四	二、一〇〇	三、七三	二、一〇〇	三、七三
B	C	B	二、〇〇〇	一〇、〇一	二、〇〇〇	五、七三	二、〇〇〇	四、九七	二、〇〇〇	四、八四
			二、〇〇〇	一〇、〇一	二、〇〇〇	五、七三	二、〇〇〇	四、九七	二、〇〇〇	四、八四
A	B	A	二、〇〇〇	一〇、〇一	二、〇〇〇	五、七三	二、〇〇〇	四、九七	二、〇〇〇	四、八四
			二、〇〇〇	一〇、〇一	二、〇〇〇	五、七三	二、〇〇〇	四、九七	二、〇〇〇	四、八四

